

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺東地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2 ～ 5
委員名簿	6

(2) 認定コミュニティの活動に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	7 ～ 1 1
当該年度の活動計画書及び収支予算	1 2 ～ 1 4

【参考資料】

- ・スクラム第 1 6 ・ 1 7 号
- ・環境安全部会成果物（啓発チラシ）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（鶴嶺東地区の特長・現状）

茅ヶ崎市のほぼ中央部に位置し、約 1 1, 7 0 0 世帯、約 3 0, 0 0 0 人と非常に多くの方が暮らしている。東は小出県道から、西は小出川まで 3. 8 k m、南は千の川から北は大山街道まで 2. 5 k m と広範囲な地区である。神社・寺もあり、農業が主体であった地域、集合住宅・出入りの少ない地域、比較的若年層が多い地域など、地区内においても状況が様々である。所在する学校等は、3 小学校・2 中学校・1 高等学校・1 養護学校・4 幼稚園・3 保育園と学園が多いことも特徴である。

また、自治会をはじめ、福祉、青少年育成など様々な分野で数多くの団体が活動しており、鶴嶺東コミュニティセンターが活動の拠点となっている。

認 定 基 準 (地域コミュニティの認定等に関する条例第2条)		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 6 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する鶴嶺東地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図5」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「鶴嶺東地区の単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり9自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（15）に規定あり。（（3）、（9）～（10）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表 （4）鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （8）鶴嶺地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表 （6）円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表 （7）浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表 （11）地区子ども会の代表 （12）鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表 （13）鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表 （14）円童豆の会の代表 （15）円蔵中学校保護者会の代表	規約第5条（2）～（12）に規定あり。（（3）、（11）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表 （4）鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表 （12）地域包括支援センターさくら代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）鶴嶺地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）青少年に関する団体の代表 （7）鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表 （8）鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表 （9）円蔵小学校円童豆の会の代表 （10）円蔵中学校保護者会の代表
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（15）（（3）、（9）～（10）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	名簿に、「規約第5条（2）～（12）に規定あり。（（3）、（11）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（19）に規定あり。	規約第5条（14）に規定あり。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第10条、第16条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第3項及び第4項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおりに、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺東地区まちぢから協議会（以下「本会」という）と称し、その所在地を鶴嶺東コミュニティセンター（茅ヶ崎市西久保180番地）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は、市長が告示する鶴嶺東地区（以下「鶴嶺東地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、鶴嶺東地区の市民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とする。

2 本会は、鶴嶺東コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの集う場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家さんぽみちの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鶴嶺東地区の市民及び各種団体の参画促進、連携促進及び地域活動の活性化に関すること。
- (2) 共通課題の共有と課題解決に関すること。
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 鶴嶺東地区の単位自治会の代表者
- (2) 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (4) 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表
- (5) 青少年に関する団体の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表
- (8) 鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表
- (9) 円蔵小学校円童豆の会代表
- (10) 円蔵中学校保護者の会代表
- (11) 鶴嶺東まちぢから協議会各部会の代表
- (12) 地域包括支援センターさくら代表
- (13) 本会が推薦する者
- (14) 公募により認められた者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないとする。
- 3 委員の定数は40名以内とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 3名以内 |
| (3)書記 | 2名以内 |
| (4)会計 | 1名 |
| (5)監事 | 2名 |

- 2 前項の役員は、総会において委員の中から互選により選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期までとする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3)書記は会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4)会計は本会の会計事務を処理する。
- (5)監事は本会の会計状況を監査する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 会議（部会を除く）は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議（部会を除く）は、過半数の出席により成立する。ただし、総会及び運営委員会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 4 会議（部会を除く）の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求が

あったとき及び第9条第5号の規定により監事から請求があったときに開催できる。

5 総会では、次の議決事項を決定する。

- (1)事業報告及び決算に関すること
- (2)事業計画及び予算に関すること
- (3)役員及び規約に関すること
- (4)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業報告及び決算に関すること
- (5)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業計画及び予算に関すること
- (6)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の役員及び規程に関すること
- (7)その他本会の重要事項に関すること

(総会の招集通知)

第12条 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3)開催目的、協議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、役員及び部会長をもって構成する。

2 次の事項を所掌する。

- (1)総会及び運営委員会に付議する事項
- (2)会議で議決された会全体に係る事項の執行
- (3)総会、運営委員会及び部会の調整に関する事項
- (4)その他、総会及び運営委員会の決定を要しない会議の執行に関すること

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

2 運営委員会は、次の事項を決定する。

- (1)総会及び役員会に付議する事項
- (2)総会及び役員会において議決された事項に関する執行
- (3)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営における重要事項の決定に関すること
- (4)委員の入会、退会、推薦及び公募に関すること
- (5)部会の設置、協議、連絡、調整及び課題解決に関すること
- (6)鶴嶺東地区の市民からの意見集約並びに周知方法に関すること
- (7)その他、目的達成に必要な事項に関すること

(部会)

第16条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

4 部会は、部会長または会長が必要と認めた時に開催できる。

- 5 部会の議長は、部会長が就く。
- 6 部会は、所掌する事項について調査及び審議し、運営委員会に報告する。
- 7 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営）

第 17 条 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

- 2 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

（事務局）

第 18 条 本会の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を行う。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議録及び議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡
- (7) 本会に寄せられた意見等のとりまとめ

（事業及び会計年度）

第 19 条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

（経費）

第 20 条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第 21 条 会議で出された意見等の他、鶴嶺東地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

（必要事項）

第 22 条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は平成 27 年 9 月 5 日から施行する。

（任期の特例）

- 2 第 5 条第 2 項及び第 8 条第 1 項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成 28 年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和 2 年 8 月 19 日の臨時総会の議決に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、第 5 条の委員の組織見直しに伴い、令和 6 年 4 月 13 日の総会の議決に基づき令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

令和7年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会名簿

令和7年4月1日現在

団体区分		No	所属団体役職	氏名	役 職	委 員	所属部会
鶴 嶺 東 地 区 自 治 会 連 合 会	円 蔵	1	円蔵自治会代表	高橋 里幸		●	防災減災部会
		2	円蔵自治会防災リーダー	高橋 秀男			防災減災部会
		3	円蔵自治会推薦	清野 匡志			環境安全部会
		4	円蔵婦人会代表	小室 初枝			地域福祉部会
		5	円蔵老盛会代表	高橋 誠			地域福祉部会
		6	円蔵福祉世話人	上原 善治			地域福祉部会
	矢 畑	7	矢畑自治会代表	吉野 浩二	会 長	●	防災減災部会
		8	矢畑自治会防災リーダー	高橋 夏木			防災減災部会
		9	矢畑子ども会代表	山本 加奈			地域福祉部会
		10	矢畑真寿会長(鶴嶺東代表)	加藤 實			地域福祉部会
		11	矢畑福祉世話人	川邊 久男			地域福祉部会
		12	矢畑自治会役員	松任 義孝			環境安全部会
	西久保	13	西久保自治会代表	諸岡 伸也		●	防災減災部会
		14	西久保自治会防災リーダー	石井 浩		●	防災減災部会
		15	西久保第二壽恵広会代表	小島 武弘			地域福祉部会
		16	西久保自治会役員	川口 明			環境安全部会
	浜之郷	17	浜之郷自治会代表	浪越 哲也		●	防災減災部会
		18	浜之郷自治会防災リーダー	中村 良三			防災減災部会
		19	浜之郷自治会役員	小池 京子			環境安全部会
		20	浜之郷自治会推薦	伊藤 素明			環境安全部会
		21	浜之郷婦人会代表(副会長)	内藤ふさ子			環境安全部会
	下町屋	22	下町屋自治会代表	内藤 一夫	書 記	●	防災減災部会
		23	下町屋自治会役員	若山 徹			環境安全部会
		24	下町屋自治会推薦	遠口 敬子			地域福祉部会
	TBS	25	TBS自治会代表	阿部 光宏		●	防災減災部会
		26	TBS自治会防災リーダー	吉原 弘子			防災減災部会
		27	TBSしおかぜ子ども会代表	中川 長子			地域福祉部会
		28	TBS福祉世話人	新目美智子			地域福祉部会
		29	TBS環境指導員	米山 優子			環境安全部会
	サニータウン 茅ヶ崎	30	サニータウン自治会代表	青山 輝美		●	防災減災部会
		31	サニータウン自治会防災リーダー	増田 全宏			防災減災部会
		32	サニータウン環境指導員	菊地 朋見			環境安全部会
	ホームタウン 茅ヶ崎	33	ホームタウン自治会代表	武内 真		●	防災減災部会
		34	ホームタウン自治会防災リーダー	嵩 比呂志			防災減災部会
		35	ホームタウン環境指導員	今井 智子			環境安全部会
		36	ホームタウン子ども会代表	阿部 淑乃			地域福祉部会
		37	ホームタウン福祉世話人	永田 妙子			地域福祉部会
	ライオンズ 茅ヶ崎 ザ・アイランズ	38	ザ・アイランズ自治会代表	吉原 雄	監 事	●	防災減災部会
		39	ザ・アイランズ自治会代表代行	岡 宏樹			環境安全部会
		40	ザ・アイランズ自治会防災リーダー	野本 泰男			防災減災部会
		41	ザ・アイランズ自治会役員	山田魅矢子			地域福祉部会
		42	ザ・アイランズ自治会役員	池内 康博			防災減災部会
		43	ザ・アイランズ自治会推薦	仲原 順子			広報部会
学校関係		44	鶴小保護者会と先生の会代表	関 翔太		●	地域福祉部会
		45	鶴中保護者と教職員の会代表	岩壁 昌江		●	地域福祉部会
		46	円小円童豆の会代表(未定)	内野 優依		●	地域福祉部会
		47	円中保護者会代表(未定)	朝倉 瞳		●	地域福祉部会
鶴嶺東地区社協		48	鶴嶺東地区社協代表	木村 敏夫	副会長会計	●	地域福祉部会
		49	鶴嶺東地区社協役員	三堀 高德		●	地域福祉部会
		50	つるみね東ボラセン役員	青山 誠			地域福祉部会
鶴嶺東地区民児協		51	鶴嶺東民児協代表	木下 操	副 会 長	●	防災減災部会
		52	民生委員・児童委員	尾坂千賀子		●	環境安全部会
		53	民生委員・児童委員	増田 純子			地域福祉部会
青少年 育成推進 協議会	円蔵小学校区	54	円小青少年推進協代表	吉本 秀文			地域福祉部会
	浜之郷小学校区	55	郷小青少年推進協代表	土屋 豊		●	地域福祉部会
	鶴嶺小学校区	56	鶴小青少年推進協代表	山上 壽子	書 記	●	地域福祉部会
鶴嶺体育振興会		57	鶴嶺体育振興会代表	赤羽根昭夫	監 事	●	地域福祉部会
地域包括支援センター		58	地域包括支援センターさくら	濱田 栄子		●	地域福祉部会
まちぢから協議会		59	広報部会	西江園裕子		●	広報部会
		60	公募委員	岡田 由恵		●	地域福祉部会
鶴嶺東コミセン		61	鶴嶺東コミセン代表	尾坂 清	副 会 長	●	防災減災部会
		62	鶴嶺東コミセン役員	飯ヶ谷哲雄		●	地域福祉部会

令和6年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業報告

1. 会議等の実施

(1) 総会、本部役員会、役員会、運営委員会、研修会

実施日	会議の名称	主な内容
4月6日(土)	本部役員会	●総会に向けて準備
4月8日(土)	総会	第1部 鶴嶺東地区まちぢから協議会 第2部 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会 ●令和5年度事業報告・決算報告 ●令和6年度事業計画(案)・予算(案) ●令和6、7年度役員(案) ●令和6年度規約改正(案)
5月11日(金)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●総会議事録確認について ●令和6年度委員名簿の確認について ●市民集会について テーマの検討
6月14日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●令和6年度の事業実施について 地域の課題、子どもの見守り活動について、広報、市民集会、認定コミュニティ事業 ●広報誌「スクラム」16号について
	全部会	●各部会会議 新年度部会顔合わせ 部会長、副部会長選出
6月15日(土)	まちぢから協議会連絡会 情報交換会	●テーマ「地域コミュニティをより活性化するために」 本部役員4名参加 ～審議会からの答申と各地区の現状に基づく今後の在り方検討会～ アドバイザー 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会 会長 三輪律江氏 副会長 河上牧子氏
7月12日(金)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●市民集会 テーマについてと開催時期について テーマ「小1の壁～朝の居場所づくり～」 日時 令和6年11月16日(土) 13:30～ ●全部会での研修会、講演会実施の検討 ●認定コミュニティ特定事業について
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会テーマについて
8月15日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●市民集会について
9月13日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●全部会 研修会実施について テーマ「フレイル対策について」 ●市民集会について ●合同運営委員会開催について ●認定コミュニティ特定事業について
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●合同防災訓練について
	全部会	●全部会全体研修「フレイル対策について」 高齢福祉課相談支援担当 保健師 農澤研一郎氏 ●各部会会議
10月1日(火)	広報誌発行・配布	「スクラム16号」9500部 各戸配布

10月11日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●合同運営委員会について ●市民集会について
	合同運営委員会	第1部 鶴嶺東地区まちぢから協議会運営委員会 第2部 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会
10月26日(土)	合同防災訓練	●自治会防災訓練実施 ●合同防災訓練は中止
11月15日(金)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●市民集会について ●令和7年度鶴嶺東地区まちぢから協議会予算書について ●能登半島豪雨災害義援金募金箱設置の結果報告 21,262円
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●全部会全体研修について ●広報誌「スクラム」17号 発行スケジュールについて
	全部会	●全部会全体研修「ごみ収集方式のあり方」 ●ごみ収集の現状・収集方式についてとメリット、デメリット・今後について - 市環境部資源循環課 職員 環境事業センター 職員 ●各部会会議
11月16日(土)	市民集会	●テーマ「小1の壁～朝の居場所づくり～」 ●参加者 行政13名 地域関係者 約70名
11月30日(土)	まちぢから協議会連絡会 研修・懇親会	「個別避難計画の作成について」 本部役員5名参加 防災対策課・障がい福祉課・高齢福祉課 職員 「まちぢから協議会の適正な運営費の検討について」 コーディネート 進行 三浦市民自治推進課長 アドバイザー 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会委員 三輪律江 先生
12月12日(木)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●市民集会の振り返り 進捗状況と反省、来年度に向けて ●令和7年度事業方針検討のためのアンケート実施について検討
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●環境安全部会「正しく出して“みんなが気持ちいい”集積場所 チラシについて
令和7年 1月17日(金)	本部役員会	●市まちぢから連絡会報告 ●個別避難計画意見交換会実施について - 令和7年2月14日(金) 13:30～ コミセン1F 大会議室 ●運営委員会開催について ●総会について ●アンケート調査について ●令和7、8年度認定コミュニティ事業について ●令和7年度会議日程(案)について ●予算執行について
	全部会	●アンケート調査について ●各部会会議
2月14日(金)	本部役員会	●市まちぢから連絡会報告 ●アンケート結果について ●鶴嶺東地区まちぢから協議会運営委員会・総会について ●認定コミュニティ特定事業について
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●運営委員会実施について
	意見交換会	テーマ「地域で取り組む避難行動要支援者の支援の手引きについて」 暮らし安心部防災対策課・福祉部障がい福祉課・福祉部高齢福祉課
3月15日(土)	広報誌発行・配布	「スクラム17号」9500部 各戸配布
3月14日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●合同運営委員会について
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告
	合同運営委員会	第1部 鶴嶺東地区まちぢから協議会 運営委員会 第2部 鶴嶺東コミュニティセンター 管理運営委員会

役員会：本部役員に部会長を加えた会議

(2) 防災減災部会

実施日	主な内容
4月19日	●自己紹介 ●合同防災訓練の開催に関する意見交換
6月14日	●部会長、副部会長、書記の選出 ●令和6年度の活動について ●令和6年度合同防災訓練の日程調整(日曜日から土曜日へ変更)、開催場所の選定
7月12日	●中学校への合同防災訓練協力依頼結果の報告 ●合同防災訓練日程の確定
9月13日	●合同防災訓練の役割分担 ●残課題の検討
10月18日	●合同防災訓練の中止決定
10月26日	●安否確認訓練実施 ●避難所(鶴嶺中学校)における合同防災訓練は中止
11月15日	●各自治会個別訓練実施状況の報告
令和7年 1月17日	●安否確認訓練結果の報告 ●広報紙への情報提供準備
2月14日	●要支援者個別避難計画に関する意見交換会

(3) 環境安全部会

6月14日	●自己紹介 ●部会長・副部会長・書記の選出 ●部会体制に関する意見交換 委員不選出自治会へ選出依頼 ●各自治会の課題を確認
8月17日	●茅ヶ崎南地区まちづくり協議会 生活環境部 訪問・情報交換
9月13日	●茅ヶ崎南地区まちづくり協議会 生活環境部の情報共有 ●鳥獣対策・監視カメラ対策の取り組み方針策定 ●ごみ・資源物の適正分別啓発用チラシ素案提出要請
11月15日	●市環境部資源循環課・環境事業センターによる「ごみ収集方式のあり方」説明会開催 ●資源循環課・環境事業センター職員との意見交換 ●非自治会世帯へのブ別冊子配布の取り組み方針策定 ●ごみ・資源物の適正分別啓発用チラシ素案提出要請
令和7年 1月17日	●ごみ・資源物の適正分別啓発用チラシ原稿確認 ●今年度の振り返り ●次年度活動検討
2月14日	●ごみ・資源物の適正分別啓発用チラシ分配・各戸配布依頼

(4) 地域福祉部会

実施日	主な内容
6月14日	●自己紹介 ●部会長、副部会長、書記の選出 ●令和6年度の活動について
9月13日	●「障がいのある方への接し方、声のかけ方」について当事者から話を聞く勉強会の実施
11月15日	●情報交換会「地域での活動の現状と課題について」グループ討議
令和7年 1月17日	●今年度の振り返り ●次年度に向けて

(5) 広報部会

実施日	主な内容
6月14日	スクラム16号 構成検討(ごみ収集に関するチラシ、子ども見守り活動、合同防災訓練計画、各部会紹介、役員・部会長紹介、AED講習会、フレイル講習会など)
7月14日	スクラム16号 発行スケジュール、構成提案、草稿作成
9月13日	スクラム16号 最終稿に向けた記事内容確認依頼
10月1日	スクラム16号 発行(10/1付)、仕分け、配布
10月11日	スクラム17号 構成検討(各部会年間活動報告、市民集会、合同防災訓練など)
11月15日	スクラム17号 発行スケジュール、構想提案

令和7年 1月17日	スクラム17号 草稿作成、記事内容確認依頼
2月16日	スクラム17号 最終稿に向けた記事内容確認依頼
3月15日	スクラム17号 発行(3/15付)、仕分け、配布。
随時実施	・スクラム記事作成、校正、記事内容確認、発注等実施 ・防災訓練、市民集会、各部会実施の講習会等の取材 ・鶴嶺東地区まちぢから協議会 HP 管理運営(HP 内ページ：鶴嶺東地区まちぢから協議会 鶴嶺東地区まちぢから協議会 3 部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東地区社会福祉協議会 会 つるみね東ボランティアセンター)

2. 事業の実施

(1) 市民集会

令和6年11月16日(土)10:00～鶴嶺東コミュニティセンターにおいて開催

テーマ「小1の壁～朝の居場所づくり～」

鶴嶺東地区内の小学校3校（円蔵・鶴嶺・浜之郷）の朝の開門までの様子を調査し、提案と要望を行った。（詳細については広報誌「スクラム」17号に掲載）

結果： 浜之郷小学校開門が10分早まった。

その他については、国や県、他市の状況なども調べ今後も検討していく。

(2) アンケートの実施

市民集会のテーマとして、地域の課題の掘り起こしを目的としたアンケート調査を実施した。

アンケート調査結果を参考に、市民集会で取り上げるテーマを検討していく。

(3) 広報誌の発行

概要 広報誌を通じて、鶴嶺東地区まちぢから協議会や鶴嶺東地区自治会連合会などの地区のまちぢから協議会構成団体の活動について地域住民に情報提供した。

実施 第16号 9,500部印刷 令和6年10月各戸配布
第17号 9,500部印刷 令和7年3月 各戸配布

(4) ホームページの管理運営

概要 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が運営するホームページ内の鶴嶺東地区まちぢから協議会のページで鶴嶺東地区まちぢから協議会、鶴嶺東地区まちぢから協議会3部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンターに関する情報の充実とタイムリーな発信に努め、管理運営を行った。

(5) 認定コミュニティ特定事業

こみ排出のマナー啓発チラシ・困った時の安心電話帳作成・配布事業
令和6年度に事業の企画・申請を行い、令和7年度に実施の予定。

令和6年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 収支決算報告

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 一般事業

収入の部

単位 円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
補助金	250,000	250,000	0	市より（認定コミュニティ運営等助成金）
分担金	0	30,000	30,000	分担金（連合会・地区社協・民児協）
その他	0	54	54	貯金利息
合 計	250,000	280,054	30,054	

支出の部

単位 円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
印刷製本費	106,000	114,952	▲ 8,952	広報紙スクラム16号.17号 環境部パンフレット印刷代他
通信運搬費	1,000	3,078	▲ 2,078	切手代
消耗品費	33,730	41,200	▲ 7,470	事務用品・印刷用紙・インク代他
負担金	10,000	22,000	▲ 12,000	市まちぢから協議会連絡会負担金・会議及び懇親会・賀詞交歓会
研修費	20,000	0	20,000	
事務作業費	76,000	90,000	▲ 14,000	会議資料作成・広報紙編集事務作業費他
保険料	1,830	1,830	0	地区内3校看板保険料
手数料	440	385	55	振込手数料
予備費	1,000	0	1,000	
合 計	250,000	273,445	▲ 23,445	

収 入 280,054

支 出 273,445

収支残額 6,609 次年度へ繰り越し

2 特定事業

令和6年度は該当なし

令和7年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業計画

1. 運営委員会・役員会

(1) 事業の実施に関する協議

各部会、各委員及び地域住民からの意見から、地域課題について話し合い、必要に応じて事業の実施を検討する。

(2) 協議会活動の周知に関する協議

広報部会が企画する活動周知について、必要に応じて話し合う。

(3) 各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議

区域内の市民がより参画しやすい方法について話し合う。

(4) 役員会に部会長の参加をもとめることで、会議全体の充実を図る。

2. 部会

(1) 防災減災部会

- ・合同防災訓練の開催に向けた準備。安否確認実施方針の改善
- ・要支援者個別避難計画に基づき今後どのような支援ができるか検討

(2) 環境安全部会

- ・令和7年度特定事業：スクラム特集号（ゴミ出しマナー啓発特集）
- ・地域課題のヒヤリングおよび対策検討・他地区との情報交換（茅ヶ崎南地区）

(3) 地域福祉部会

- ・福祉の講座や交通安全の体験を生かしすべての方に優しい地域になるよう、そして次に繋げる活動を目指す。

(4) 広報部会

- ・2回の広報誌の企画・発行、およびホームページの管理運営をおこなう。

3. 事業の実施

(1) 鶴嶺東地区市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行う。

(2) 鶴嶺東地区合同防災訓練

避難所（学校）毎に、自治会合同訓練を行う。

(3) 広報誌の発行

年に2回程度広報誌を発行し、各戸配布を行うとともに、鶴嶺東コミュニティセンターへの配架、ホームページへの掲載を行う。

(4) ホームページの管理運営

適宜、活動内容をホームページに掲載する。

(5) 全部会共通事業（継続）

全部会共通事業として、令和3年度から開始した当該地区の学校の児童を見守る「子どもを見守る活動」事業を継続実施する。

有事（災害時）における中学生と地域連携を図るための活動を行う。

次年度に向けて、市の認定コミュニティ特定事業の申請を行い、来年度の事業を展開する。

令和 7 年 度 開 催 予 定 会 議

月	日	曜日	事業名	会議室	時間
4	12	(土)	総会	大会議室	13:00～14:00
5	9	(金)	本部役員会	A 会議室	9:10～11:00
			全部会（部会長選出）	大会議室、ABC 会議室	13:00～14:30
6	13	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～11:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00～14:30
7	11	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:30～15:00
9	12	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:30～15:00
10	10	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
			運営委員会	大会議室	13:00～14:30
11	14	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00～14:30
1	16	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00～14:30
2	20	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
3	13	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10～12:00
			運営委員会	大会議室	13:00～14:30

本部役員会は 9:10～11:00 まで

役員会（含部会長）は 11:00～12:00 まで

市民集会等については、別に役員会（含部会長）を開催します

令和7年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 予算

1 一般事業

収入の部

単位 円

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
補助金	250,000	250,000	0	市より（認定コミュニティ運営等助成金）
分担金	30,000	0	30,000	分担金（連合会・地区社協・民児協）
その他	100	0	100	貯金利息
繰越金	6,609	0	6,609	令和6年度繰越金
合 計	286,709	250,000	36,709	

支出の部

単位 円

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
印刷製本費	115,000	106,000	4,000	広報紙スクラム、環境部パンフレット印刷代他
通信運搬費	2,000	1,000	1,000	切手代
消耗品費	43,379	33,730	8,094	事務用品・印刷用紙・インク代他
負担金	23,000	10,000	13,000	市まちぢから協議会連絡会負担金他
研修費	10,000	20,000	▲ 10,000	研修会参加費
事務作業費	90,000	76,000	14,000	会議資料作成・広報紙作成作業事務費他
保険料	1,830	1,830	0	地区内3校看板保険料
手数料	400	440	▲ 40	振込手数料
予備費	1,100	1,000	100	
合 計	286,709	250,000	30,100	

2 特定事業

(1) 「困ったときの安心電話帳」作成配布事業

収入の部

単位 円

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
補助金	310,000	0	310,000	市より（特定事業助成金）
合 計	310,000	0	310,000	

支出の部

単位 円

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
印刷製本費	282,700	0	282,700	印刷代
予備費	27,300	0	27,300	
合 計	310,000	0	310,000	

(2) 「スクラム特集号」（ゴミ出しマナー啓発特集）」発行事業

収入の部

単位 円

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
補助金	25,000	0	25,000	市より（特定事業助成金）
合 計	25,000	0	25,000	

支出の部

単位 円

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
印刷製本費	23,074	0	23,074	印刷代
予備費	1,926	0	1,926	
合 計	25,000	0	25,000	



ごみ収集に関する配布チラシ ご覧になりましたか？



鶴嶺東地区まちぢから協議会・環境安全部会では 2023 年 4 月と 2024 年 3 月にごみ収集に関しての
マナー啓発チラシを配布いたしました。ご覧いただけましたでしょうか？ 間違った分別をしている
ことでごみが回収されず、**悪臭の原因**になったり、**余計な税金**がかかったり悪循環になります。
今後も引き続き啓発チラシを配布いたしますので今一度、目を通してご確認お願いいたします。

正しく出して、 みんなが“気持ちいい”集積場所！

自分一人くらい...、みんなが守ってないから...
そのような理由でごみや資源物を正しく出さない人がいたら、とても残念なことです。
一人ひとりの正しい排出・分別が、みんなの“気持ちいい”につながります。
ご協力、よろしくお願いたします。

「ごみ収集」で見かける、まちがえやすいもの

- 火災の原因になるもの
- スプレーかんやライター類は、使い切ってからお出しください。(スプレーかんは、穴をあけて。)
 - カセットコンロ
 - ライター類

ONG (誤った出し方)

- 指定袋の口が結ばない状態や、はみ出している場合は不可。折るなどして、指定袋に入れます。
- 指定袋に入らない長尺物や大きな物は、指定袋を巻ききり、結ぶるか、40L相当の指定袋を貼り付けます。

“なるほど、そうなのかな...”

市が発行する「ごみと資源物の分け方・出し方」を是非見直しをお願いします。

これからも、市民と地域(自治会)と市が協働して
“気持ちいい まち”づくりを!

鶴嶺東地区まちぢから協議会・茅ヶ崎市環境事業センター 2023 年 4 月 第 1 号

「資源物収集」で見かける、まちがえやすいもの

- 廃食用油は...
- スクリュウキャップを「キュッと」

スクリュウキャップでしっかりと栓がされてないと、運搬中にこぼれ、車両や施設・設備に悪影響を及ぼします。

- 食べ残しが入ったまま、あるいは、汚れたままのプラスチック容器は...
- 「燃やせるごみ」の日へ。

寒川広域リサイクルセンターの設備や選別作業に支障を及ぼします。

食べ残しは、カラスが狙っています。

- ふとんは...
- 「大型ごみ(予約・有料)」へ

「衣類・布類」の日ではありません。ただし指定袋に入るものは「燃やせるごみ」とします。

ちなみに...	1 畳を超えるもの (大型ごみ (予約・有料))	1 畳以下のもの (燃やせるごみ)
カーペット、じゅうたん	燃やせるごみ	燃やせるごみ
毛布、シーツ	燃やせるごみ	燃やせるごみ
	衣類・布類	燃やせるごみ

「ごみと資源物の分け方・出し方」

ごみと資源物の出し方を、品名・キーワードで検索することができます。

ごみ有料化等の内容を、品名・キーワードで検索することができます。

2023 年 4 月発行

間違えやすいごみ

- スプレー缶は穴をあけて缶類に
- カセットコンロは 50cm 以下でも特定粗大ごみに
- ライター類は使い切ってから燃やせるごみに
- 汚れているプラスチック容器は燃やせるごみに

正しく出して、 みんなが“気持ちいい”集積場所！

「ごみの分け方・出し方」を何度も、どうやって出したらよいかわからない...、まちがってごみや資源物を出してしまうと、その処理に手間がかかったり、ごみの集積場所が汚れたりしてしまいます。
そのようなことから、「ごみの分け方・出し方」を何度も確認していただくことが、よりやすくなると思います。一人ひとりの正しい分別や排出が、みんなの“気持ちいい”につながります。

「布団・こたつ布団など」で出し方をまちがえやすいもの

- 指定袋に入る場合 → 燃やせるごみ
- 指定袋に入らない場合 → 大型ごみ
- 指定袋に入らない布団、敷布団、こたつ布団、ベッドパッドのいずれか 3 枚を 1 点として出します。
 - 大型ごみの予約 (0467-86-6833)
 - 電話予約が困難な方 FAX0467-86-6833
 - 収入印紙 (700 円) スーパー、コンビニ等で購入し、貼って予約した収集日に出してください。

これからも、市民と地域(自治会)と市が協働して
“気持ちいい まち”づくり

※ 裏面ありです

第 2 号(2024 年 3 月)

鶴嶺東地区まちぢから協議会・茅ヶ崎市環境事業センター

「くつ(衣類・布類)」で判断に迷うもの

- 燃やせるごみ(使用できないくつ)
- 壊れている
 - 汚れてひどい
 - 片方しかない

※ 長靴、安全靴は「燃やせるごみ」の収集日に市指定袋に入れて出してください。

- 燃やせないごみ
- スニーカー
 - スキー靴

- 資源物(衣類・布類)
- きれいな
 - 汚れていない
 - 左右そろっている

「ごみと資源物の分け方・出し方」

ごみと資源物の出し方を、品名・キーワードで検索することができます。

2024 年 3 月発行

布団 などの出し方

黄色い指定袋に入る場合は燃やせるごみに
入らない場合は大型ごみに

靴 の出し方

左右が揃っていて汚れたり壊れたりしていないリサイクルできるものは衣類・布類へ

子どもを見守る活動を 今後も継続してまいります

「地域の子どもは地域で守る・育む、地域も子どもと共に育つ」を理念とし、鶴嶺東地区まちから協議会は全部会一丸となって「子どもを見守る活動」を継続してまいります。

この活動が始まった令和3年度は、鶴嶺地区の通学路危険箇所を調査し、報告書にまとめました。翌年には市民集会のテーマとして「子どもの見守り」について取り上げ、混雑する通学路の歩行者信号延長(写真②)や、死角を作り出す電柱の移設(写真③)、スクールゾーン標示の敷設(写真④)を市に対して要望し、危険箇所の改善に努めました。

この事業は市の認定コミュニティ特定事業として認められ、助成金を得ることができました。愛らしいデザインの見守り旗の作成(写真①)、学校があることをアピールする看板の設置(写真⑤)に役立てられました。



①



②



③



④



⑤

講演会『フレイルの基礎知識』

9月13日(金)鶴嶺東コミュニティセンターで、鶴嶺東地区まちから協議会主催の健康講演会『フレイルの基礎知識』が行われました。講師は保健師の農澤さん(茅ヶ崎市役所高齢福祉課)で、フレイルの基礎知識、簡易チェック、予防方法について講演していただきました。フレイルとは「年をとって体や心のはたらかし、社会的なつながりが弱くなった状態」のことです。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。早く気付いて適切な取組を行えば、進行を防ぎ、元の健康な状態に戻ることができます。

フレイル予防のひとつに「社会参加」があります。いつまでも元気な高齢期を過ごすために、ボランティアや茶話会などの地域活動に参加することは大切な取組と言えます。



フレイル予防の3つのポイント

栄養

食事の改善

食事は活力の源です。バランスのとれた食事を3食しっかりとしましょう。また、お口の健康(口腔ケア)にも気を配りましょう。



フレイル予防

身体活動

ウォーキング・ストレッチなど

身体活動は筋肉の発達だけでなく食欲や心の健康にも影響します。今より10分多く体を動かしましょう。



社会参加

趣味・ボランティア・就労など

趣味やボランティアなどで外出することはフレイル予防に有効です。自分に合った活動を見つけましょう。

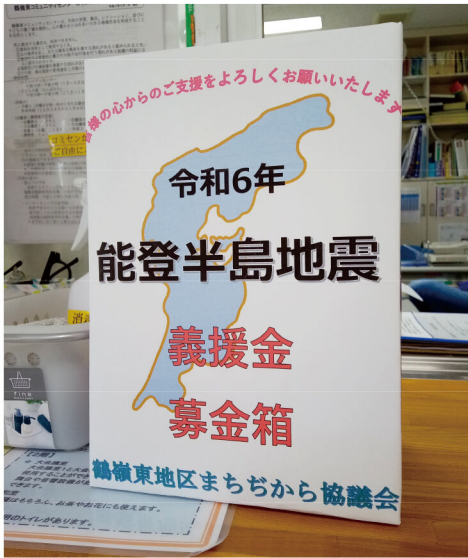




新年のご挨拶をする佐藤市長

令和6年1月6日に鶴嶺東コミュニティセン
ターで4年ぶりに開催されました。佐藤茅ヶ崎市
長をはじめ、多くのご来賓にご出席いただきまし
た。
日頃、地区内で活動している団体の方々およそ
百人の皆様が新春を祝い、新年の一層の活動を誓
いました。

令和6年能登半島地震で被災された皆さまなら
びにご家族の皆さまに心よりお見舞い申し上げま
す。
鶴嶺東地区まちぢから協議会では、3月まで義
援金の受付を行いました。皆様よりお寄せいただ
きました義援金は、総額8623円となりました
のでご報告いたします。お預かりした義援金は茅
ヶ崎市と日本赤十字社を経由し被災地都道府県に
設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額
が被災者に配分されます。ご協力いただいた皆様
へ感謝申し上げます。
なお、茅ヶ崎市役所、図書館、各公民館、小出支
所は12月27日まで募金箱が設置されています。日
本赤十字社へ直接ご寄附いただくことも可能です
ので、引き続き皆様の温かいご支援をよろしくお
願いいたします。



鶴嶺東コミセンに設置された募金箱

コロナ明け初の賀詞交歓会

能登半島地震災害義援金

令和6年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 役員・部会長名簿		
会長	吉野 浩二	鶴嶺東地区自治会連合会副会長
副会長	木下 操	鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会会長
副会長・会計	木村 敏夫	鶴嶺東地区社会福祉協議会会長
副会長	尾坂 清	鶴嶺東コミュニティセンター長
書記	内藤 一夫	鶴嶺東地区自治会連合会会長
書記・地域福祉部会長	山上 壽子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会会長
防災減災部会長	石井 浩	西久保自治会防災リーダー
環境安全部会長	岡 宏樹	ライオンズ茅ヶ崎 ザ・アイランズ自治会副会長
広報部会長	西江園 裕子	ホームタウン茅ヶ崎自治会
監査	吉原 雄	ライオンズ茅ヶ崎 ザ・アイランズ自治会会長
監査	赤羽根 昭夫	鶴嶺地区体育振興会会長

鶴嶺東地区 合同防災訓練

鶴嶺東地区まちぢから協議会
防災減災部会 部会長
石井 浩

いざという時に不安のないように参加しませんか？

鶴嶺東地区の全自治会が合同で防災訓練を行います。

地域住民の皆様には、体験して頂く訓練を盛り込んで実施する予定です。

■ 期日 ■ 10月26日(土) 9時～12時

■ 場所 ■

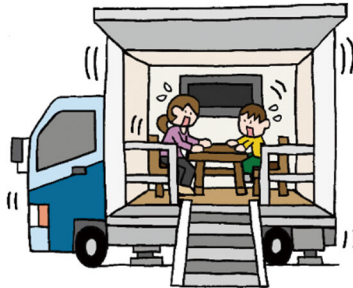
● 鶴嶺中学校

住所 茅ヶ崎市浜之郷500

■ 訓練内容 ■

- ① 自治会ごとの安否確認訓練（避難行動要支援者含む）
- ② 情報伝達訓練（安否確認結果を無線機で避難所へ連絡）
- ③ 起震車を用いた巨大地震の疑似体験訓練
- ④ スモークマシンを使用した火災発生時の避難訓練
- ⑤ 訓練用消火器を用いた消火訓練
- ⑥ 要支援者の搬送訓練

今回の合同防災訓練は右記の内容の通り、皆様に実際に体験していただく防災訓練です。盛り沢山の内容ですので、地域の皆様の多数のご参加をお待ちしております。



鶴嶺東地区
まちぢから協議会の
HP はこちらから



鶴嶺東地区
まちぢから協議会
の最新情報を
ご覧いただけます

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

▶トップページで鶴嶺東地区をクリック

<https://chigasaki-machiren.org/>

AED講習会開催 大好評でした

9月7日(土)鶴嶺東コミュニティセンターで鶴嶺東地区自主防災会主催による『救急法 短期講習』が実施されました。日本赤十字社神奈川県支部から2名のボランティア指導員の方々にお願いいただき、各自自治会から参加した21名が受講しました。心肺蘇生法やAEDについて説明を受けた後、グループに分かれ、訓練用の人形を使った胸部圧迫や人工呼吸、AED使用を体験しました。指導員の方が実際に遭遇した救護の体験談や、この講習を受けた方がAEDを使用するようになった場面にも遭遇したとき「実際に行動できる人になって欲しい」というお話もありました。1人でも多くの人が応急手当をできるようにしておくことが大切です。



鶴嶺東地区をみんなで助け合える地域に

自治会やイベントの手伝い、見守り活動など人手が足りません。

少しの時間でもいいのでお手伝いをお願いできませんか？



令和6年度鶴嶺東地区まちづから協議会 市民集会開催

テーマ「小1の壁」朝の居場所づくり」

令和6年11月16日 鶴嶺東コミュニティセンターで市民集会が開催されました。行政からは、佐藤孝ヶ崎市長、両副市長、教育長、くらし安心部長、教育総務部長、教育推進部長、市民自治推進課長他4名の方々にお越しいただき、地域からは約60名が出席しました。

「小1の壁」とは、主に共働き世帯が直面する問題で、子どもが保育園から小学校に入学した後、仕事と子育ての両立が難しくなる社会的な課題です。一般的に保育園は朝7時頃から預けられ延長保育も可能ですが、子どもが小学生になると学校への登校時刻は8時頃になり、企業側の制度としても時短勤務が使えなくなることで多くなります。その結果、保護者の出勤時刻の方が子どもの登校時刻より早くなってしまうことから、子どもが戸締りをして登校したり、早い時間に登校して校庭で待機したり、歩道で開門を待つ状況が発生しています。

鶴嶺東地区の小学校でもこのような児童が見受けられ、子どもたちの安全確保や防犯の観点からも非常に心配されています。今回の市民集会では『朝の居場所づくり』をテーマとして取り上げ、他市の対応事例を紹介しつつ、以下の提案と要望を行いました。

提案と要望

- ①開門を遅らせている学校については、早めに開門を行うとともに安全監視員（仮称）を校庭等に配置する
- ②早めに開門されている学校については、児童の安全を図るために安全監視員（仮称）を校庭等に配置する
- ③上記と併せ、児童の登校時間前に出勤せざるを得ない保護者家庭等に対しては、学童保育所等で午前7時から児童を受け入れる体制を整える

行政の回答

①②について、本市においては毎日7時半頃までに学校の職員が校門の鍵を開けており、児童が校門内に入ることができる学校がほとんどですが、学校の方針として他校よりも開門時間が遅い学校もございます。開門が他校より遅い学校が早めに開門を行うことにつきましては、安全、問題点の解消に向けて、まずは学校と相談してまいります。ご提案いただいた「安全監視員（仮称）」を配置するかどうかについては、「ボランティアのご協力をいただきながらの実施が可能なのか」「予算を伴わなければ実施できないものなのか」、また、安全監視員（仮称）の方々の配置については、「全校配置とするのか」「モデル事業としていくつかの小学校からスタートするのか」など、様々な視点からの検討が必要です。今後については、他市先行事例の調査、各学校や地域との協議、さらには国（子ども家庭庁）が、初めて「小1の壁」について全国調査を行い、調査結果を適切に支援策につなげる方針を固めましたので、調査結果を踏まえた上で検討してまいります。

③について、施策の一つとして、「学童保育」の視点から考えますと、まずは先行自治体へより詳細なヒアリングを行うとともに、本市が委託している児童クラブの事業者等へも、実態や考えられる事業経費、具体的な実施方法等を確認する必要があります。今後については、調査を進めるとともに、関係各所と連携をとりながら、本市の実状にあった解決方法を検討してまいります。

朝早い時間から保育園を利用してきた保護者は「小1の壁」を機に退職や転職を考えることも珍しくありません。一方で、学校の先生方の



長時間労働も問題視されており「開門は登校時間の直前とすること」の通知が文部科学省から发出されています。児童クラブにおいても、現状に加えて朝も勤務する人員を確保するのは容易ではないようです。鶴嶺東地区では、子どもの見守りに多くの地域の方々が尽力してくださっていますが、見守りに協力する人の高齢化や減少の中、ボランティア頼みでは解決できない課題だという意見がありました。今後、行政によるサポートが着実に進展するよう要望し、閉会しました。

なお、開門を遅らせている小学校につきましては、教育総務部より当該小学校に対し、開門時間について相談を行った結果、当該小学校では開門時間の変更について保護者宛に通知し、理解を得たうえで開門時間時間の繰り上げを実施する方向で進んでいます。

その上で、児童の安全を図るための監視員の配置についても引き続き検討していくこととしております。

令和6年度
鶴嶺東地区

各自治会防災訓練報告

鶴嶺東地区まちぢから協議会
防災減災部会 部長
石井 浩

浜之郷自治会

- ①令和6年10月26日
- ②顔見せ場、自治会本部
- ③安否確認訓練、無線で3か所の避難所を結ぶ通信訓練など
- ④通信訓練の様子



失火自治会

- ①令和6年10月26日
- ②自治会館、本社宮境内
- ③安否確認、実技（搬送、救助、車椅子介助、非常用トイレ体験）
- ④応急担架作成の様子



TBS 自治会

- ①令和6年10月26日
- ②自治会館
- ③安否確認、要支援者を自治会・防災リーダーで訪問し確認
- ④配布ポスター

実施日 10月26日(土) 8時15分～9時30分 雨天決行
8:15～ 訓練開始のアナウンスがあります
黄色いタオルを玄関ドアノブに結んで
家族が全員無事であることをお知らせ下さい
9:30～ 黄色いタオルを片づけて下さい
※ 安否確認がスムーズに行えることで 救助が必要な人のもとへ
早く助けに行くことができます



ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ自治会

- ①令和6年10月26日
- ②コミュニティルーム
- ③安否確認、要支援者の肩掛け搬送器具使用。要支援者サポート
- ④避難状況確認の様子



円蔵自治会

- ①令和6年10月26日
- ②自治会から組長宅
- ③安否確認訓練。別の日に地元消防分団支援の下、移動式ホース放水訓練
- ④移動式ホース使用の様子



西久保自治会

- ①令和6年10月26日
- ②自治会館
- ③安否確認訓練、消火栓からの放水訓練実施
- ④放水訓練の様子



下町屋自治会

- ①令和6年10月26日
- ②自治会館
- ③安否確認訓練、放水訓練など実施
- ④放水訓練の様子



ホームタウン茅ヶ崎自治会

- ①令和6年10月26日
- ②管理事務所周辺
- ③安否確認、テント組立・搬送訓練などのスキルアップ訓練
- ④6 本式テント組立の様子



令和6年10月26日に予定されていた鶴嶺東地区の合同防災訓練は、衆議院総選挙の準備日程と重なったことから、避難所における訓練を中止いたしました。当日予定しておりました起震車による地震体験訓練や、煙体験ハウスを用いた火災想定避難訓練といった設備を活用した本格的な訓練は、翌年度に日程を改めて開催する予定です。
当日は、安否確認を行い、各自治会毎に計画した個別の訓練メニューを実施することで、災害時の被害最小化を目指した実技体験を通して、地域コミュニティの安全意識向上に貢献しました。

自治会名

- ①実施日
- ②訓練場所
- ③訓練内容
- ④写真の説明

サニータウン茅ヶ崎自治会

- ①令和6年10月26・27日
- ②管理事務所、防災倉庫
- ③安否確認訓練、団地内建物・ライフライン被害状況調査など
- ④団地内調査の様子



「ごみ収集方式のあり方」についての説明会

令和6年11月のまちぢから協議会全部会にて「ごみ収集方式のあり方」について説明会が行われました。茅ヶ崎市の資源循環課、環境事業センター職員の方より「茅ヶ崎市実施計画2025」の中で検討が進められている『戸別収集導入検討に関する事業』についてお話をいただきました。

現行のステーション方式に加えて新たに検討されている戸別収集方式の両方にメリットとデメリットがあります。戸別収集方式を取り入れるかは、市内一部地区をモデルとした実験事業の結果を受けて判断されるところですが、鶴嶺東地区でも「**ならない不適正排出と周辺環境の悪化**」「**地域への負担**」「**不公平感の発生**」などの諸問題は発生しており、戸別収集方式導入には参加者の関心と期待の高さが感じられました。



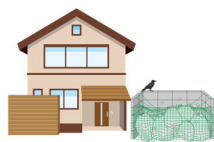
11月の全部会にて行われた「ごみ収集方式のあり方」説明会の様子

戸別収集のメリット・デメリット

茅ヶ崎市作成「ごみ収集方式のあり方」より抜粋

メリット

- ステーションの清掃など維持管理の負担の軽減
- 自宅の目の前にステーションがあることに対するストレスの軽減
- 排出者責任の明確化
➡ 不適正排出の減少 ゴみの減量化
- 高齢者や障がい者、子育て世代のごみ出し負担の軽減



デメリット

- ごみの収集効率の低下
- ごみの収集運搬費用の増大
- 排出者を特定しやすいため、プライバシーや防犯面で不安が生じる
- 鳥獣対策に伴う費用負担
- ご近所付き合いの希薄化



賀詞交歓会

令和7年1月11日に鶴嶺東コミュニティセンターで開催されました。昨年に引き続き、佐藤茅ヶ崎市長をはじめ多くのご来賓にご出席を賜りました。新春のお祝いと交流を深め、盛況のうちに終了いたしました。

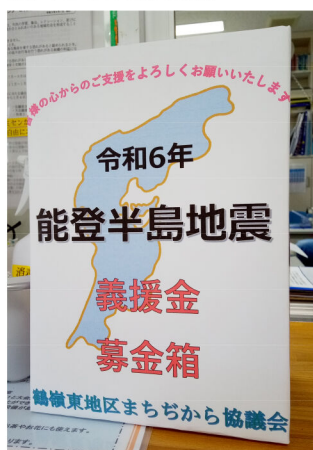
能登半島地震災害義援金

総額21,262円となりました。

令和6年の能登半島豪雨災害で被災された皆さまならびにご家族の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

鶴嶺東地区まちぢから協議会では、令和6年1月に発生した能登半島地震の義援金に引き続き、9月に発生した豪雨災害の義援金受付も行いました。ご協力いただいた皆様へ感謝申し上げます。

鶴嶺東コミセンに設置された募金箱



令和6年度 部会活動報告

環境安全部会

部会長 岡 宏樹

今年度も引き続きゴミの適正排出にむけた環境整備と地域課題対応に取り組ましました。

環境整備としては、主に次の取り組みを進めました。

- 当部会体制の整備
- 他地区との協業体制の整備
- 行政との協業体制の整備
- 地域の課題としては、主に次の課題に対する取り組みを進めました。
- プラスチック類の分別
- 電池の適正排出
- 鳥獣によるごみ散乱
- 監視カメラの設置と運用
- 非自治会世帯への冊子配布
- 収集方式に関する理解促進
- プラスチック類と電池については、分別方法や出し方について混乱や間違いが散見されている状況を踏まえ、適正分別排出を啓発するため毎年当部会で発行しているチラシ「正しく出してみんなが気持ちいい集積場所」を行政（資源循環課、環境センター）と連携しながら作成し、今年度と来年度にかけて発行して理解を深めていただく取り組みを進めました。

防災減災部会

部会長 石井 浩

10月26日（土）に当部会主催の合同防災訓練を実施いたしました。毎年、各自治会単位で安全確認を実施した結果を集計しておりますが、今回は土曜日にもかかわらず、半数以上の世帯の皆様に参加していただいたことが分かりました。安全確認は、災害発生時に家族や近隣の住人が安全な場所において無事なのか被害状況を把握する重要なことです。安全確認の実施方法が根付きつつある状況を今回も確認できたことで、あらためて住民の皆様の防災意識が向上していることを実感できました。

今年度は、避難所における合同の防災訓練を実施することができませんでしたでしたが、各自治会毎に実施する訓練内容の充実化を図り、消火活動を体験する放水訓練や、要支援者の運搬訓練など多彩な訓練を実施することで、大規模災害に対する備えを強化している姿を拝見しました。

地域福祉部会

部会長 山上 壽子

地域福祉部会は、地域において様々な活動に携わっている方々で構成されており、子どもから高齢者まで幅広い年齢の方々が活動の対象となつているため、部会活動のテーマを一つにして部員全員で取り組むことが難しい問題があります。今年度は、部会の皆さんからの意見をもとに、9月に車いす生活を送られている方と、視覚に障がいをお持ちの方にお越しいただいて、日常生活の様子や街中で困った時の体験等のお話を聞く機会を設けました。

普段見逃したり、気づかないでいたりするようなことが困ることにつながっていることに気づかされ、また声をかけるときのタイミング等も知ることが出来ました。11月には、各所属団体の活動内容や様子、課題や問題解決のための取り組みなどの情報交換を行いました。どの団体も、担い手不足や企画・運営の大変さが多く課題としてあがっていました。各団体の活動や役割を共有し連携することで「つながること、安心できる地域」となるということ、連携の為にコーディネーターの役割を果たす存在が求められていることに気づかされた情報交換会でした。1月には今年度の振り返りと次年度に向けての話し合いを行いました。部会の委員の方々から、部会で勉強したことや、情報などを自分の団体に持ち帰り伝え、広げていくことが大事だという意見やもつとつ

ながりを作るために部会の回数を増やしてほしいなどの意見が出ました。

部会に参加することの意義や「知りた、連携したい」の思いを受け止め、次年度に向けて部会運営に取り組んでいきたいと思ひます。



鶴嶺東地区を
みんなで助け合える地域に

自治会やイベントの手伝い、見守り活動など人手が足りません
少しの時間でもいいので
お手伝いお願いできませんか？



←二次元コードから
鶴嶺東地区まちぢから
協議会の最新情報をご
覧いただけます

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

▶トップページで鶴嶺東地区をクリック
<https://chigasaki-machiren.org/>

正しく出して みんなが“気持ちいい”集積場所♪

プラスチック製容器包装類のごみの分け方に間違いが多いようです
いまいちどご確認ください

プラスチック製容器包装類

集積場所：資源物

週1回

透明・半透明の袋



プラマークの表示があるものが対象です

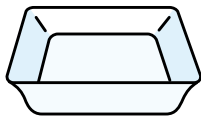
※プラマークはラベルやパッケージに
まとめて表示されている場合があります



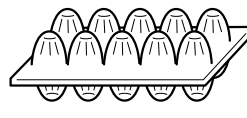
■ポリ袋



■ラップ類



■トレイ類



■パック類



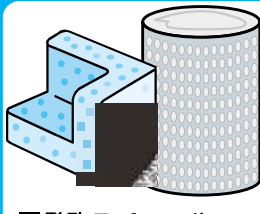
■菓子などの個包装類



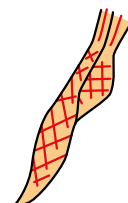
■ボトル類



■チューブ類



■発砲スチロール
緩衝材



■ネット類



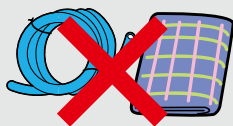
■ペットボトルなどの
ふた（キャップ）・
ラベル

プラスチック製容器包装類で出せない品目



■梱包バンド
(PPバンド)

燃やせるごみ



■ビニール製品
(ホース、ビニールシート、
ブルーシート、防虫ネットなど)

燃やせるごみ



■カセットテープ・CD
(ケースも含む)

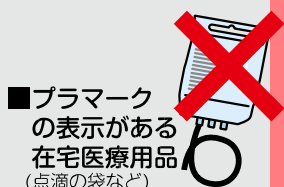
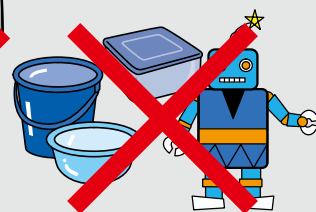
燃やせるごみ



■ライター
燃やせるごみ

■プラスチック製品
(おもちゃ、バケツ、洗面器、
植木鉢、ハンガー、タッパー
など)

燃やせないごみ



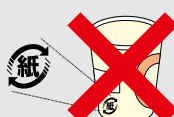
■プラマーク
の表示がある
在宅医療用品
(点滴の袋など)

燃やせるごみ



■汚れが落ちないもの

燃やせるごみ



■紙容器
(カップめん、菓子等の容器で
紙マークが表示されているもの)

燃やせるごみ



■電動歯ブラシ、
電子・加熱式タバコ

使用済小型家電



■カミソリ、はさみ
※紙などに包み指定袋に入れて
「注意」と貼り紙をする

燃やせないごみ

ごみ分別辞典
「ごみサク」



ごみと資源物の分け方・出し方が
簡単に検索できます。
分別に迷ったら「ごみサク」で
検索してみてください。
※市HPからも確認できます。



第3号 (2025年2月)

プラスチック製容器包装類



プラマークの表示があるものが対象です

※プラマークはラベルやパッケージに
まとめて表示されている場合があります

出し方

集積場所：資源物

週 1 回

透明・半透明の袋

① 製品 (中身) は使い切り 軽くすすぐなどして 汚れを取り除きましょう



※ 食品の固形物が残らないことを目安に

※ 洗い物の残り水を利用する, 軽くふき取るなど

※ 洗剤等を使用して洗う必要はありません

※ 紙製のラベルははがしましょう

(簡単にはがせない場合は取り除く必要はありません)

汚れが取れないものは リサイクルできないので「燃やせるごみ」に出してください

② 中身がこぼれたり はみ出したりしないように入れ 口をしっかり結びましょう



※ なるべく一つの袋に詰め込んで重さを持たせましょう
(重量が軽く風で飛散しやすいため)

※ 2重袋は避けましょう

(破砕機では外側の袋しか破くことができないため)



地域みんなで廃棄物適正化を盛り上げていこう川柳

心がけ やっていますか 続けてますか ごみとあなたのダイエット (西久保 Kさん)

ごみ分別 ♪ レベルアップで 皆うれし \ (^o^) / (矢畑 Oさん)

環境安全部会では廃棄物適正化に関する川柳を募集しています

鶴嶺東コミセン 1 階「環境安全部会」ポスト/トレイへご投函ください

まれに広報物に掲載することがございます